阪南2区浚渫土砂受入対象工事の拡大について

平成26年6月1日 公益財団法人大阪府都市整備推進センター

平成26年6月1日に、阪南2区の「浚渫土砂搬入の手引き」を次のとおり改正しました。

これによって、大阪府が管理する港湾区域(堺泉北港、阪南港等)内で、民間事業者が発注する工事から発生する浚渫土砂も受入対象となります。

なお、阪南2区における浚渫土砂の投入方式は、底開式土運船による直投方式及び 密閉式土運船とクレーン付き台船等による揚泥方式のいずれの方式でも可能です。

浚渫土砂搬入の手引き 受入対象物

- 変更後 大阪府が管理する港湾区域、漁港区域及び海岸保全区域内で発生する浚渫 土砂であって受入基準に適合するもの
- 変更前 公共工事に伴い発生する浚渫土砂 (大阪府が管理する港湾区域、漁港区域 及び海岸保全区域において行われる浚渫工事に限る)であって受入基準に適 合するもの